

Title	琉球八重山の名の研究
Sub Title	
Author	宮良, 當壯(Miyanaga, Masamori)
Publisher	三田史学会
Publication year	1922
Jtitle	史学 Vol.1, No.4 (1922. 8) ,p.117(595)- 137(615)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19220800-0117

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

琉球 八重山の名の研究

(一) 名の考察

吾人が今若し石垣島の西南方に點在する嘉彌真^{カヤマ}か、或は西表島の西南海中に僻在する仲之嶽^{ナカスエ}の如き無人島に於て、唯だ一人生計を營み得るものとするならば、或は名の必要はなかるべし。然れども此場合に於て若し友人と二人なりとせば如何。而して其友人には未だ名を附せざるものとすれば、吾人は其友人を呼ぶに、『君』とか、『おい』とか、『もし』とかいふが如き種類の語を以てすべし。然る時には吾人は初めの中は何の氣なしにこの何れか一つの語を以て相手と呼ぶべけれども、次第に月日を経ると共に、同じ語を繰り返して以て同一人を呼び馴はす時には遂に固定してこれが相手の名となるものなり。然れどもかゝる場合には名の存す

る方が遙かに便利には相違なけれども、尙ほ未だ名の必要を痛切に感じて居るものにはあらず。然れども、三人となり、四人となりし場合には、必らずその各々を代表すべき何等かの標語なくんばお互に第三者の身の上に就てさへも語り合ふべからざるものなり。その各人を代表せしむべき標語が即ち『名』といふべきものなり。故に吾人は『名』が如何に人間の社會生活上に於て必須不可缺のものたるかを知ることを得るなり。吾人は屢々經驗するとなれども、例へば或る宴會の席上に於て多くの初對面の人に友人より紹介を受くるにあり。其時友人は我が名を呼びて相手に紹介をなす。此紹介に依りて吾人は忽ち初對面の人と一見舊知の如く胸襟を披きて談笑するを得るものなり。即ち『名』は吾人各箇を代表するものにして、書籍の

表題か索引の如きものなり。茲に於て吾人は『名』の由つて來る所を熟々攻究して見ざるべからず。

抑々『名』は吾人自ら命じたるものにはあらずして、多くは吾人以外の者に依つて附與せられたるものなり。これ名が、吾人自らの自己を呼ぶがためのものにあらずして、他人が吾人を呼ぶために存するものなることを語るものなり。かくて吾人の『名』が他人のために存すると同時に又他の一切の『名』は吾人のために存在することをいひ得べし。吾人は出産の時に於ては何等の自覺なく、自己の存在さへも覺知せざりしに早くも名を有せしなり。否親に依りて與へられたるなり。かくの如きは正しく『名』が他人のために存することを證するものなり。然らば『名』の起源は奈邊に存するかといふに、恐らく人間が相寄り相結んで一の社會團體の先進を形成せる當時にありしことを推考するものなり。即ち人間社會に於ける『名』の發生は、人間が言語を創造せし時代にその淵源を求むべきなり。而して『名』は人間の出産と共に發生して、その肉體の死滅と共に亡び去らずし

て尙ほ未來永劫の生存を繼續する能力を有するものなり。即ち『人は死して名を残す』の格言の生ぜし所以なり。

世に『名無權兵衛』といふ語あり。こは名の分らぬ人を指していへども、思ふに『名無權兵衛』といふ名に依りてその人を代表せしむるものなれば、矢張り一種の『名』といひ得べきなり。又古語にては藥指即ち紅差指を『名無しおよび』八重山語にてはナーネーンウビといふといへども、これも亦矢張り十分なる『名』の資格を具有するものなることは誰しも疑ひを挿まざる所なり。吾人の組織する『無名會』の如きも確かにこの種に屬する『名』の價值を有する會合なることを認めざるべからざるなり。これに依つて見れば宇宙間の森羅萬象、一として名を有せざるものはなきなり。若し之ありとするならば、こは單に名が潜在せるまでのことなりと思惟するなり。而して『名』の中に最も重要なものは人間に關するものなりとす。琉球の八重山にはわが古代を髣髴せしむるが如き氏族組織があり、又沖繩邊にて既に亡び

たる一門一家の名の如きありて、この種の研究家に非常に興味ある資料を提供しつゝあり。今次に少しく縷述せんとす。

(二) 童名と崇祖關係

凡そ八重山人には姓・名の外に童名といふものあり。又家の名の外にその血統を表はすべき氏族の名あり。されど姓名の外の童名、家の名、氏族の名等は何れも氓滅の運命に瀕して漸く若き人々に忘れられんとしつゝあり。されば予はその氓びざる中に之が研究を達成せんと熱望して止まざるものなり。

抑々人間に關する總ての名の中に最も早く發達せしものは恐らくこの童名なるべし。而して原人種時代にありては、こは殆んど今日の綽名に等しきものたりしなるべし。例へば色の黒きが故にクロといひ、口の尖りたるが故に狸といひ、鐵面皮なるが故にラツキヨイといひ、動作の不活潑なるが故に海鼠といふが如き之なり。或は其日常手に執りて使用する器具や愛育する家畜等の名稱を借

り來りて以て名とせしこともありしなり。例へば鍋、釜、竈、樽、牛、馬、羊、鹿、熊等の如きなり。或は又今日も尙ほ存するが如く、他の秀でたるものをあやかりて名とせしこともあり。例へば松、竹、梅、鶴、龜等の如し。

童名は八重山に於ても實に名の濫觴をなすものにして之をヤラビナー(わらべな)の義)といひ、赤子出産の後十日目のナーツキヨイ(名附祝)の日に命名せらるゝものなり。殊にこの式場には婦人のみ列席して、男子は同夜招かれて酒宴に列し、茲に初めて命名の報告を受くるものなり。今その命名の風習に就きて一言するに、産兒が若し長男ならば直系祖父の名を與へ、長女ならば直系祖母の名を與へ、又次男ならば傍系祖父の名を與へ、次女ならば傍系祖母の名を與ふ。而して又三男及び三女には長男及び長女と同じく直系祖父の名を與へ、四男及四女には次男及び次女と同じく傍系祖父の名を與ふ。以下皆之に倣つて順次交互に直系祖父、傍系祖父の名を與ふ。されど稀には異例ありて近親の賢英偉丈夫の名をあやかり

て命名することあり。或は又幼兒の羸弱多病なる時には五行の相剋せざる無縁の人の名をも特に乞ひ來りて附くることあり。五行の相剋とは、人各々に生シヨといふものありて、全人類を木、火、土、金、水の五種即ち五行に配し、而して火は木より生じ、土は火より生じ、金は土より生じ、水は金より生じ、木は水より生ずるものとして之に比和する者を互に相生アイシヨなりといひ、之に反して木は土に剋ち、土は水に剋ち、水は火に剋ち、火は金に剋ち、金は木に剋つものとして、之に該當する者を相剋なりといひて忌むなり。

この祖先の名を生れし子に與ふる風習は確かに祖父母が孫に生れかはるといふ信念より發達したるものなり。八重山人は最も血統を重んじ、其先祖に若し善人あらばその子孫にも必らず同様の善人生れ出で、惡人あらば又必らず惡人生るべしと堅く信じて疑はざるものなり。然らば何故に祖父母の名に限りて之を取りて用ゐ、曾祖父母以上の名を附けぬかといふに、こは祖父母を家庭に於ける最上位の人格者として尊敬し、而して曾祖父母以

上をウヤビト（祖人・親人）と種して神格者として崇拜する風習ありて、曾祖父母以上の名を用ゐるを餘りに恐れ多しと信ずるが故なり。

されば童名は或る家に就きていへば一種若しくは二種にして之以上を有するとは稀なり。而して一種なる時にはその家は代々同一の童名を以て繼承し、二種なる時には隔代に繼承するものなり。只だ次男、四男の如き偶數番と女子の場合に於ては新しき他の名を付くるとなるなり。されど又これとても甲家の祖父母と乙家の祖父母との名の全く相同じきとありて、一家の中に同様の童名を幾人も附くるとなる譯なり。例は大濱家にては祖父と長孫と三孫とは金思カニムイにして、父と次男と四男とは真竈マカドといひ、石垣家にては祖父も父も長男も次男も悉く真牛マウシなるが如し。然れども日常の稱呼には一向に差支ふるとなきなり。今前者に就いていへば祖父は一家中の年長者なれば童名を以て呼ぶ必要なく、長孫は坊つちやんに相當するコニーコネ（孝子、末永く孝行を盡すの義）を以て呼ばれ、三孫は金思カニムイを以て呼ばるゝなり。而してこの場合若

し五孫ある場合には五孫の金思カニカネの名を變じて加納カノと呼ぶ。かゝる名を又特にカナサナーといふ。カナサはわが古語のかなし(可憐)にしていとほしといふとなり。さればカナサナーは可憐名といふべきなり。是より以下七孫、九孫ある場合には小弟の義のグマ又は愛稱語のマを添へて呼ぶなり。例へばグマカノー(小加納)或はカノーマ(加納真)等の如し。又、父は祖父よりはコーニと呼ばれ、次男はマカマド(真寵)と呼ばれ、四男はグママカマド(小真寵)か或はマカマドーマ(真寵真)を以て呼ばる。次に後者に就いていへば祖父は前者の場合と同じく必要なく、而して父はコーニと呼ばれ、長男はモーシ(真牛)と呼ばれ、次男以下はグマモ一シ(小真牛)、モーセーマ(真牛真)、モーシヤ一等を以て呼ばるゝが故に聊かの混雜をも見ずして用を辨じ得るなり。

かくの如く八重山に於ける童名はその種類極めて尠く、殆んど數ふべき程の數なれども、その平生の稱呼に際しては右に述ぶるが如き有様にて殆んど全く相混雜することなきなり。試みに現今八

重山に一般に用ゐらるゝ童名の種類を列擧すれば凡そ次の如し。

一、士族の男子に關するもの

- イシトウマ【ishitomu】石戸能。
- ウンカニ【ungkani】思兼。
- カニムイ【kanimui】兼思。
- カノー【kano】加納。
- カミシヤ【kamijyu】龜十。
- カム【kamu】加茂。
- カーレー【ka:re:]加禮。
- ガル【garu】五呂。
- コツチャ【koccha】古茶。
- サンドマ【sandu】三堂。
- ジル【jiru】次呂。
- スル【suru】祖呂。
- タル【taru】樽。
- タルンガニ【tarungani】樽兼。
- チル【chiru】鶴。
- チルンガニ【chirungani】鶴兼。
- ニツテイ【nitai】仁手。
- フクリ【fukuri】保久利。
- フクルムイ【fukurumu】保久利思。

マイトウ 【matu】 眞伊戸。

マカマエマ 【mukamadu】 眞蒲戸。

マシ 【ma : shi】 眞勢。

マシインガニ 【matsingani】 松兼。

マツチ 【macechu】 松。

マヤマトウ 【mayamatu】 眞山戸。

ミシイキ 【mishiki】 眞慶。

モシ 【mo : shi】 眞牛。

ヤム 【yamu】 屋茂。

ンギシ 【ngishi】 武慶志。

ンギヌムイ 【ngisunui】 武慶志思。

ンタシ 【ntashi】 武太志。

二、平民の男子に關するもの

イシタ 【ishita】 石太。

イシトウ 【ishitu】 石戸。

ウザ 【udza】 宇射。

ウシ 【us : i】 牛。

ウシ 【u】 宇次。

カナ 【kana】 加那。

カニ 【kani】 兼。

カマドマ 【kamadu】 蒲戸。

キサ 【gisa】 義佐。

ギシ 【gishi】 義法。義勢。

サーガ 【sa : ga】 佐賀。

ダナ 【dana】 多那。

ダニ 【dani】 太仁。

タラ 【tara】 太良。

タル 【taru】 櫛。

チラ 【chira】 知良。

チラツカ 【chiraka】 知長加。

チル 【chiru】 知呂。鶴。

ヌサ 【nusa】 奴佐。

ヌシ 【nushi】 奴志。

フクリ 【fukuri】 保久利。

マツチヤ 【macecha】 松。

マツチ 【macechu】 松。

マナ 【ma : na】 眞那。

マニ 【ma : ni】 眞禰。

ヤマタ 【yamata】 山太。

ヤマトウ 【yamatu】 山戸。

三、士族の女子に關するもの

イカビ 【ikabi】 伊加比。

インチ 【inchi】 伊武津。

ウトウ 【utu】 宇戸。應登。

ウトウイミ 【utumashi】 於戸眞志。

ウムチ 【umuchi】 思津。宇茂市。

ウムトツ【umutu】愚戸。宇茂戸。
 カナシ【kanashi】加那志。
 カマダウ【kamadau】蒲戸。
 カシ【kashi】籠。
 カーメー【ka: me:】籠。
 クヤーマ【kuya: ma】久山。
 ナビンガニ【nabingani】鍋兼。
 ナブーマ【nabe: ma】鍋山。
 ニシイムイ【nisimui】仁志思。
 ニール【ni: ru】仁志。
 ニールムイ【ni: ru- mui】仁呂思。
 ヌビンガニ【nubingani】能比兼。
 ヌブーマ【nube: ma】能比真。
 ビチーヤ【piti: ma】比手真。
 ビイローマ【biiro: ma】比呂真。
 ブナストウ【bunastu】於那比戸。
 ブナストーマ【bunastu: ma】部那比戸真。
 ブナリ【bunari】於那利。宇那利。
 ブナルムイ【bunarumui】保那利思。
 ホーイ【ho: i】棒伊。
 マイツインガニ【mitsingani】真乙兼。
 マカドウムイ【makadumui】真加戸銘。
 マシル【majiru】真次呂。
 マーチ【ma: chi】真和津。

琉球八重山の名の研究 (宮良)

イツマ【mitsa】真津。
 イーナシ【ma: nashi】真那志。
 イナビ【munabi】真鍋。
 マンダル【mandaru】真樽。
 エブシイ【yubusi】與保志。
 イツイキ【itsuki】伊津喜。
 イマル【imaru】伊萬留。
 カナシ【kanashi】加那志。
 カマダ【kamada】蒲太。
 カマダウ【kamadau】蒲戸。籠。
 カンチ【kanchi】
 クイム【kuibe】
 クツラ【kut ura】
 クマツ【kumatsu】
 クヤ【kuya】久屋。
 クヤーマ【kuya: ma】久屋真。
 スイチヤム【suehama】
 ヅスケーマ【dzosuke: ma】
 ダル【daru】樽。
 ナビ【nabi】鍋。那比。
 ナビシイケ【nabisiike】鍋敷。
 ヒョー【hyo:】

四、平民の女子に関するもの

ブナリ【bunari】於那利。

ホーヤ【bo:ya】

ホーメナ【bo:mena】

マノツノ【ma:tsi】眞つ。

マカドウ【makadu】眞加戸。

マザガイ【mazagai】

マーチ【ma:chi】眞和津。

ママル【mamaru】

マミドウ【mamidu】

マミドール【mamido:ma】

マル【maru】

マントウ【mantu】

ミード【mi:da】

ミードイ【mi:di】

ミノミ【mino:shi】

モীগナ【mo:gana】

ンガイ【ngai】

右に掲げたる童名の假名は八重山に於て現時用ゐつゝあるものをその儘に書し、羅馬字は之を更に寫し、漢字は系圖其他の書類に筆寫せるものより採りたり。さればその言語と從來の筆寫とに於ける相違をも合せて知り得べきなり。

抑々彼等がその言語を漢字及び假名を借りて寫

す場合には如何なる習慣を有せしかといふに、五段(オ段)音が三段(ウ段)音に變化する(例へば野がヌーとなり、粉がクーとなるが如し)ことを知れるより却つてそのユワイ(或はヨイ)(祝)なる語を寫すに「よはひ」とするが如き誤謬を屢々繰返すの愚を演ずることありき。又同音なるが故に金を兼とし、鍋を那比とし、竈を蒲戸とするが如きこと甚だ多く、而して士族の名は語根より愛稱語に變り、平民の名は語根より賤稱語に移りて成せるもの多し、例へば前者に於てはイシトウヌ(イシトウよりイシトウノーマに變じて、その略)、カノ(カニよりカノーマに變じて、その略)等の如く、後者にありてはイシタ(イシトウの賤稱)、ウザ(ウジの賤稱)、カナ(カニの賤稱)、カマダ(カマドウの賤稱)、ギサ(ギシの賤稱)、ダナ(ダニの賤稱)、タラ(タルの賤稱)、チラ(チルの賤稱)、ヌサ(ヌシの賤稱)、マツチャ(マツチュの賤稱)、マーナ(マーニの賤稱)、ヤマタ(ヤマトウの賤稱)等の如し。女子の場合に於ても同じく枚舉に遑あらざるなり。之を要するに愛稱語は語根より縮唇音と

なり、賤稱語は開唇音となる。今次に綜括的に之を述ぶるに先立ちて表を示さむ。

童名	愛稱	賤稱
フクルムイ	フクルムイナーマ	フクルマー
ボーイ	ボーイナーマ	ボーヤ
クヤ	クヤーマ	クヤー
ミーダ	ミーダーマ	ミーダー
マツインガニ	マツインガネーマ	マツインガナー
カーメー	カーメーマ	カーマー
マンダ	マンダローマ	マンダラー
カノー	カノーマ	カナー

之に依つて觀れば愛稱（細小、可憐等の意）語の多くは狭唇音にして、その語尾が母韻のイ音なる場合にはナーマを添へ、ア段音なる場合にはアーマを添へ、イ段音か或はエ段なる場合にはエーマを添へ、ウ段音かオ段音なる場合にはオーマを添ふべき法則の存することを知り、又賤稱（輕蔑、憎惡等の意）語は總て唇を開くア段の音なること

を知るべし。賤稱語はこの外エ段の音なる場合あり。例へば男子の名のフクリ（保久利）をフクレーといひ、女子の名のマンダ（眞樽）をマンダレーといふが如し。されどこの場合には前述のア段音の場合の如く輕蔑、憎惡等を表はす賤稱語にはならずして、幾分愛情の籠りたる意味の賤稱語なり。而して愛稱語を用ゐる場合には士族も平民も同様の形式を取る譯なり。例へばカマドーマ、クヤーマ、ナベーマ、ヌベーマ等の如し。

尙又前掲四種の童名に於ける特徴をいへば、平民の男子女子の名は概ね語根の儘なれども、士族の男子女子にありては語根の上又は下に敬稱語を添へて用ゐる慣例なり。而してその士族の名に添ふる敬稱語に凡そ三種あり。即ちマ（眞。接頭敬稱語。）カニ（兼。金。接尾敬稱語。接尾なるが故に濁してガニといふ。）、ウムイ（思。接尾敬稱語。接尾なるが故に母韻のウが略せられてムイとなること多し。例へばカニムイ、ニールムイ等の如し。又語尾のイ段音なる時にはウと結合してウ段音となる。例へばフクルムイ、ブナルムイ等の如し。）の

三種これなり。試みに今これを表を以て示さば一目瞭然たるべし。

	平民の名(語根)	士族の名(語根と敬語)
接頭敬稱 語マ(眞) の場合	カマドウ(蒲戸。竈。) ウシ(宇志。牛。) ヤマトウ(山戸)	マカマドウ(眞蒲戸。眞竈。) (モイ) マウシ(眞牛) マヤマトウ(眞山戸)
接尾敬稱 語カニ(兼) の場合	チル(知呂。鶴。) タル(樽) マツチュ(松) ナビ(那比。鍋。)	チルンガニ(鶴兼) タルンガニ(樽兼) マツインガニ(松兼) ナビンガニ(鍋兼)
接尾敬語 ウムイ(思) の場合	カニ(兼。金。) フクリ(保久利) マカドウ(眞加戸) ンギシ(武慶志)	カニムイ(兼思) (リウ) フクルムイ(保久利思) マカドウムイ(眞加戸思) (モウ) ンギスムイ(武慶勢思)

敬稱語はモーシインガニ(眞牛兼)といふが如く上下に添へらるゝこともあり。されど近時に至りて漸くこの制廢亂して士族にありても往々敬稱語を消略して全く平民と同様の形式を取れるものあり。例へばマツチュ(松)、タル(樽)、チル(鶴)、フ

クリ(保久利)、ンギシ(武慶志)、ニール(仁呂)、ブナリ(於那利)等の如し。之と反對に平民にして敬稱語を冒せしものもあり。例へばマナビ、ニシイムイ、マザガイ、ママル等の如し。これ童名に於ける澆季といふべきか。宜なる哉。舊藩時代の末葉にありては沖繩名を輸入することを誇りとせしが近來は又内地名を用ゐる傾向を生じ、花子、秀子、茂子、八重子等の名漸くその數を増し來れり。殊に男子にありては童名を捨て、實名のみを用ゐる先例を作る者多きに至れり。これ童名の廢滅を意味するものにして近き將來にはその研究の上に多大の勞を覺ゆべし。

(三) 家の名の特徴

童名に次いで廣く行はるゝものは家の名なり。童名はその種類少ければ數家の中には必らず同じきことありて、單に童名のみを用ゐる場合には甲家の者か、乙家の者かを知るべからざるなり。故にその甲家、乙家の名を童名の上に冠すること必然的に要求せらるゝなり。この點に於て家の

名は舊時代にありては童名に次いで重要な位置を占むるものなりき。例へば甲家にも、乙家にも、丙家にも同じ年輩のカニムイ(兼思)といふ名の者ある場合に於ては甲家のカニムイ、乙家のカニムイ、丙家のカニムイといはざれば意味徹底せざる譯なり。されば八重山に於ては家の名は内地に於ける姓の如く、常用せられ、且つ、尊重せらるゝものなり。かるが故に八重山の五千七百五十八戸の家の名は殆んど全く同名のものはなき筈なり。稀に分家その他の理由に依りてこれ有りと雖も、かゝる場合には東西、上下、前後等の語を冠する習ひなれば矢張り全く相同じとはいひ得べからざるなり。されば童名の種類の少數なるに對して家の名は實に濱の眞砂の數知らずといふに等しき程なり。

今便宜上その例を次に掲げむ。

一、士族の家の名

- アカフレイヤー【akafure:-ya:】
- アカマタヤー【akamata-ya:】
- アカヤー【aka-ya:】

琉球八重山の名の研究 (宮良)

- アラカイビシヤヌヤー【araka: pisha-nu-ya:】
- アラカーンニヤー【araka: nu-ya:】
- アラヌクンニヤー【arasukunngya:】
- アリーヤー【a: rya:】
- イシヤナギイブウヌシ【ishanagi-dunudzi】
- イシヤナギイニヤー【ish-nagngya:】
- イリムテイシナゴヤー【irinuti-shinago: ya:】
- イリムテイヤー【irinuti-ya:】
- ウフテイフノヤー【ufu-tifuro:-ya:】
- ウランニヤー【ura: ngya:】
- ウンガンニヤー【unggan gya:】
- オンナーツヤー【onna: ccha:】
- オンナーヌヤー【onna:-nu-ya:】
- ガーゲームヤー【ga: ge:-nu-ya:】
- カニンニヤー【kainngya:】
- ガンカナーツヤー【gangkara: ccha:】
- カンシヨールシヤヌヤー【kanjo:-midzasi-nu-ya:】
- カンマンガー【kammanga:】
- ギナシヌヤー【ginadzi-nu-ya:】
- クモーシナクヤー【kunno: shicag:-ya:】
- クモーンシヌンニヤー【kunno: nsingya:】
- クンヌンニヤー【kunnungya:】
- コイ(クワイ)【koi (kwai)】
- サキダシナクヤー【sakida-shinago:-ya:】

シンブンキヤー【jinggura-ya:】
 シュヌシイタキヤー【dzugu-nu-sita-nu-ya:】
 タカヂイヌキヤー【takadi-nu-ya:】
 タカナントキヤー【takananto-i-ya:】
 タキヌンニキヤー(袂籠)【takidungya:】
 トーヌキヤー【to:-nu-ya:】
 ナカムリキヤー【nakamuruya:】
 ナーヌキヤー【na, ta-ya】
 ナヨヌチキヤー【nabi-bara-ya:】
 ニガネチノキヤー【baga-tifuno:-ya:】
 ニカヌタムヌキヤー【paka-nu-kusi-nu-ya:】
 ニクティンシヤンキヤー【pato: nsingya:】
 ニナシヤンシヤンキヤー【papasakunsiungya:】
 ニンナキヤー(斗籠)【panna:-ya:】
 フガーンニキヤー【fuga: ngya:】
 フシメキヤー(袂籠)【fusima-ya:】
 フシヨーンニキヤー【bujo: reha:】
 フナチンシヤンキヤー【funatin-singya:】
 ホーブンラーキヤー【bo: bura:-ya:】
 ホーラザキヤー【ho: radza: mai】
 ホンキインニキヤー【hongkingya:】
 ホンミンニキヤー【honsingya:】
 ホーメンヌヌキヤー【ho: ndunndzi】
 ホーモンニキヤー【ho: ngya:】

イトロンニキヤー【mai-kongya:】
 イトシキヌニキヤー【mai-shikidangya:】
 イトシトクシチキヤー【majitu-shinago:-ya:】
 イトシトーンニキヤー【mai-sino: nsingya:】
 イトシヌヌキヤンニキヤー【mai-tunusu-kunsiungya:】
 イヌヌニキヤー【mainukongya:】
 イヌンニキヤー【maino: ngya:】
 イヌンヌキヤンニキヤー【mai-papasakunsiungya:】
 イトヌンニキヤー【maipure: ngya:】
 イトヌンヌニキヤンニキヤー【mai-me: ransingya:】
 イシヌンニキヤー【majidungya:】
 イーレキヤー【ma: masi-ya:】
 イレカーンニキヤンニキヤー【maraka: nsingya:】
 イシトクヌキヤー【musibinu-ya:】
 ムロンヂキヤー【muro: ndzacha:】
 メーラヌヌキヤンニキヤン【me: ra-dunndzi】

二、平民の家の名

アイヌリキヤー【a: murya:】粟盛屋。
 アラントキヤー【aranto:-ya:】新本屋。
 イシヤナギキヤー【ishanagi-ya:】石垣屋。
 ウイホーメキヤー【ui-ho: ma-ya:】上大濱屋。
 ウラヌリキヤー【urabarya:】浦原屋。
 クモキヤー【kumo:-ya:】小濱屋。

サイフヤー【saifu-ya:】細工屋。

シイサフヤー【sisabu-ya:】白保屋。

シドゥヤー【shidu-ya:】勢頭屋。

シムムトウヤー【shimamutu-ya:】島本屋。

タムトウヤー【ta:mutu-ya:】田本屋。

チシムンニヤー【tsidzinyaga:】辻屋。

トウシヤー【tu:dzi-ya:】通路屋。

ナヤヤー【na:ma-ya:】長間屋。

ヌヒナヤー【nubina-ya:】饒平名屋。

ビレーチイ【bire:tsi】平禮地。

フータキヤー【fu:taki-ya:】大竹屋。

フドーヤー【fu:do:-ya:】大道屋。

フーヤヤー【fu:yama-ya:】大山屋。

ホーヤヤー【ho:ma-ya:】大濱屋。

ミヤウングスクヤー【mya:ngensuku-ya:】宮城屋。

ミヤンザトウヤー【mya:ndzatu-ya:】宮里屋。

メーラヤー【me:ra-ya:】宮良屋。

偕て家の名を分ちて士族の家の名と平民の家の名との二つとしたる所以はその成立の上に根本的相違を認めて同時に述ぶることの不可なるを知りたればなり。即ち士族の家の名はその大多數、舊政時代に於ける役職の名の上にその配置せられたる土地の名を冠らせて以て家の名とせり。例へば石

垣殿内【ishanagi-dunndzi】、宮良殿内【me:ra-dunndzi】、大濱殿内【ho:n-dunndzi】の三家は八重山

全島を三間切（間切は郡と村との中間に於ける行政區劃なり）に分ちたる石垣間切、宮良間切、

大濱間切の三頭（一般にカサといへり）役の家を

稱する殿内【dunndzi】といふ名の上に石垣【ishanagi】、宮良【me:ra】、大濱【ho:ma】といふ采邑

の名を冠らせて用ゐ、又眞榮里首里大屋子屋【ma-jidu-shinago:-ya:】、西表首里大屋子屋【rimuti-shi-

nago:ya:】、小濱首里大屋子屋【kumo:shinago:-ya:】、

崎枝首里大屋子屋【sakita-shinago:-ya:】、波照間首

里大屋子屋【patiro:-shinago:-ya:】、等は首里大屋

子【shinabagu】といふ役職の名の上にその任地の眞

榮里、西表、小濱、崎枝、波照間等の名を冠らせ

たり。又、與人【yunchu】の位階を一名ウヤンケ

ー【nyangka:】といひ、而してその役位を有する

家をシンンヤー【sinnyaga:】といふ接尾語を添へ

て以て呼ぶ。例へば小濱ンシンンヤー【kumo:n-singya:】、

鳩間ンシンンヤー【pato:n-singya:】、

前登野城ンシンンヤー【mai-tmusukva-singya:】、

前宮良ンシインヤー〔mai-me:ran-siungya:〕といふが如し。その他役職に依るものには古見メンヤー〔kunnungya:〕、勘定目差ヌ屋〔kanjo:mi-dzasi-nu-ya:〕、新川筆者ヌ屋〔araka:pisha-nu-ya:〕、大文子ノーヤー〔ufu-tifuno:ya:〕、若文子ノーヤー〔baga-tifuno:ya:〕、大川仁屋〔fuga:ngya:〕、石垣仁屋〔ishanagin-nya:〕、新川仁屋〔araka:ngya:〕等あり。換言すればこれ等は舊幕時代に於ける諸大名がその采邑の名を取りて加賀家、水戸家、紀伊家などと稱せしが如く、或は又その封領の名と官職の名とを重ねてその一家の名としたるが如きものなり。又その職業の先鞭なるが故に固有名詞となりしものには醫者ヌ屋〔isha-nu-ya:〕、煎餅屋〔shimbi-ya:〕等あり。又その敷地附近の特徴を以て命せられたるものには小御嶽ヌ屋〔onna-nu-ya:〕、神眞前〔kammangga:〕、梯梧樹ヌ下ヌ屋〔dzugu-nu-sifannu-ya:〕、高地ヌ屋〔takadi-nu-ya:〕、低地ヌ屋〔to:nu-ya:〕等あり。又綽名に依るものには赤陰囊屋〔aka-fure:ya:〕、鈎ヌ屋〔gagge:nu-ya:〕、鍋割屋〔nabi-para-ya:〕等あり。次に平

民の家の名の大多数はその住居する場所の名を取りて附けたり。例へば石垣屋〔ishanagi-ya:〕、小濱屋〔kumo:ya:〕、白保屋〔sisa-bu-ya:〕、大濱屋〔ho:ma-ya:〕、宮良屋〔me:ra-ya:〕等の如きものにして、次にはその家業を附けることが大體の傾向なり。例へば粟盛屋〔a:nurya:〕、細工屋〔sifu-ya:〕、勢頭屋〔shidu-ya:〕、大工屋〔daku-ya:〕等の如し。尙ほ又その居所附近の特徴を以てすることも少からず。これ恰も現時内地に於て行はるゝその出身地の名を屋號とする三河屋、武藏屋、近江屋等の如きものに該當するものなり。平民は素より系譜なき者なれば夙に之を無姓と稱し、而して屋號に童名を添へて人別を行へり。例へば粟盛加那、田本[○]山[○]戸[○]等に於て、粟盛、田本は姓の如くに見ゆれども、その實は屋號の粟盛屋、田本屋より來れるものなれば八重山に於ては姓氏上の價值は全く存せざるものと認むべきなり。之に反して士族には姓・名あるが故に、舊來の童名及び家の名は漸く廢滅の運命に歸せむとしつゝあり。

序でにこの家の名と極めて密接なる關係を有す

る舊政廳たる藏元の位階制、服制、職制を併せて表示すれば次の如し。

役名	訓	方	冠帽	衣服	帶	簪	職掌
在番(頭)	dzai bang (-kashira)		黃地	藍足袋袍	雜花子	水花銀仙	全島總理
(間切)頭 (親雲上位)	(magiri-) kashira, kasa, be : ching)		同	同	同	同	郡長
首里大屋子	shinbaku		同	同	同	同	村長
與人	yunchu (nyangke:)		赤地	藍袍	同	眞 <small>キガジユ</small> 鎮	村長
大目差	utu-midza i		同	同	同	同	庶務
大筆者	u'u-pisha		同	同	同	同	庶務
脇目差	bagi-midzasi		同	同	同	同	庶務
脇筆者	bagi-pisha		同	同	同	同	庶務
目差	midzasi		青地	同	紗綾	同	村長補佐
若文子	bagi-tifunu		無帽	淺袍黃	木綿	同	廳内事務
杣山筆者	suriyama-pisha		同	同	同	同	杣山・貢納布
耕作筆者	ko : saku-pisha		同	同	同	同	農業・貢納品
假若文子	kari-baga-tifunu		同	同	同	同	各科勤務
杣山假筆者	suriyama-kari-pisha		同	同	同	同	各科勤務

耕作假筆者	ko : saku-kari-pisha	同	同	同	同	同	各科勤務
定加勢	ti-kashi:	同	同	同	同	同	一般事務

(四) 氏族の名と實名との關係

八重山人は極めて氏族の觀念強く、自己と同じ氏族を求むるためには山を越え、海を渡るの勞を敢て厭はざる民族なり。さればその三大儀と稱する正月、同十六日祭、七月盆祭等には遠く僻陬との來往も亦極めて頻繁なり。

偕て彼等は氏族の總稱をイチイムン〔itsimung〕即ち一門といひ、自己と同じ源を汲める血統なることを意味し、而してこれを表すには現今行はるゝ姓の同じきとに由らずして、實名の頭文字の同じきとに従へり。例へば石垣常佳と崎原當貴とは同一門にして、宮良信倍と大濱信篤とは又同一門なるが如し。而してこの一門には各々名稱あり。例へば右の例に於て前者は松茂氏〔matamo : -ndzi〕にして後者は長榮氏〔cho : yei-ndzi〕なるが如し。この一門の名稱なる氏〔ndzi〕の名は

概ね音讀なれども、稀には松茂氏〔matamo : -ndzi〕の如く訓讀と音讀とを兼ねるものもあり。而して現今、この氏の稱呼は同氏一門の間のみ知られて他氏の名稱を知れる者は極めて稀なり。漸く知ること多き者ありと雖も殆んど隻手の指を屈するに足らざるばかりにて、自己の氏に對しては極めて熱烈なる團結的信念を確持するに反して他氏に對しては殆んど反比的に冷淡なり。さればその調査の如きは大いに勞力を要するものにして、これが研究に資する材料を得ることは却々容易のことにあらざるなり。今予が採録せる重なるもの二十三を次に擧げて御參考に供せむとす。

- 一、永茂氏〔yaino : -ndzi〕——宮良康支、大濱康致。
- 二、益茂氏〔yekimo : -ndzi〕——山城里精、玻座眞里模。
- 三、嘉善氏〔kajin-ndzi〕——崎枝永吉、浦崎永信。
- 四、季保氏〔kino-ndzi〕——波照間喜興。
- 五、錦芳氏〔kimpo : -ndzi〕——石垣用宗、大濱用要、崎山用能、宮良用著。

六、憲章氏【kisho : udzi】——石垣英賢、黒島英志、南風原英意。

七、山陽氏【sanyo : udzi】——渡久山長善、宮良長智。

八、守恒氏【shuko : udzi】——崎山寛好。

九、順天氏【juntin : udzi】——西表直忠、黒島直篤。

一〇、上官氏【jo : kwan : udzi】——譜久村正恭、宮良正宗。

一一、成功氏【si : ko : udzi】——宮良廉邦。

一二、青柏氏【si : haku : uezi】——上原久美、久政。

一三、長榮氏【cho : yei : udzi】——石垣信善、大濱信篤、登川信知、宮良信倍。

一四、長興氏【cho : ko : udzi】——豊川善賢。

一五、徳容氏【tokuyo : udzi】——浦添爲良。

一六、梅公氏【baiko : udzi】——石垣孫保、伊舎堂孫詳、大濱孫位、宮良孫佐。

一七、伯言氏【hakugin : udzi】——大濱政傳、宮良政衛。

一八、文桂氏【bungeki : udzi】——宮良師時、師憲。

一九、文林氏【bunrin : uezi】——大濱方良、方相。

二〇、麻支氏【mashi : udzi】——宮良眞方、眞謹。

二一、松茂氏【matsimo : udzi】——新本當能、石垣當佳、大濱當原、崎原當貴、宮良當知。

二二、明紹氏【meisho : udzi】——天久朝昌、宮良朝莊。

二三、毛裔氏【mo : yei : udzi】——池城安詳、大濱安恭。

而して毎年舊三月十六日より同二十二に至る一週間を清明祭【shi : mi : 〕の期日としてその一門

琉球八重山の名の研究 (宮良)

の自家よりの通知によりて同族皆御香一結、御茶一對、御酒一對、御燈明一對、紙錢一枚、八寸重箱(乾瓢、花肉、豚肉、天麩羅、紅章魚、苞昆布、揚豆腐、青葉付揚)、長筵等を持參して大祖の墓前に祭禮を行ふ。この季節に至れば南島には蕃石榴【ba shiru】の白葩點々として開き、蟬の魁たるシミミナー【shi : mi : na : 〕と稱する形の極めて小さき蟬、薄茅の間にジージの樂を奏するありて野趣殊に深し。シミミナー【mi : mi : na : 〕は小蟬の意味にはあらずして、清明祭【shi : mi : 〕の頃より鳴き出づるものなるが故にかくいふなり。ナ一の愛稱語なることは勿論なれども、シミミナーをせみ(蟬)の轉訛なりと思ふは誤なり。蟬は八重山語にてはその鳴き聲より來れるサーンサーン【sa : sa : sa : sa】の語を以て呼ぶ。

氏族の名が彼等の社會生活上、極めて重要な地位を有するに拘らず、彼等の間にその起源に關する智識の探求なく、今日に於ては殆んど雲を掴むに等しき状態なり。思ふにこはその淵源を沖繩に發して、支那より歸化せし久米島の三十六姓に

倣ひて士族と平民とを區別せむがために設けられたるものなるべし。さればこの氏族の名稱は平民は有せざるものなり。従つて平民には實名なく、童名を以て今日之に充つるなり。

偕て士族の實名は必らず二字制にして、今若し一家に十人の男子ありとすれば、その實名の頭文字は十人悉く同文字を用ゐて同氏族なることを表はし、下の一字のみを異にして人別をする方法なり。今二三例を擧げむ。

當知	信泉	孫評
當陳	信佳	孫諒
當勤	信恭	孫勉
當奉	信文	孫助
當壯	信雄	孫芳
當起	信忠	孫保
當昌	信孟	孫位
當弘	信受	孫輔
當忠	信篤	孫佐
當榮	信倍	孫淳

而してこれ等は悉く音讀にせられ、表向としてのみ之を用ゐ、平素家庭にありては皆童名を以て

呼ぶ風習なり。されば童名を以て知られて實名の知られざるもの往々これあり。されど今や明治中葉以後の國民教育の普及と發達とに依りて實名は大いに勢力を贏ち得、こゝに於て童名は實名のために壓倒せられて自然に自滅の非運に遭遇するに至れり。これは偕て措き、將來八重山の實名が如何なる變遷を見るやを考ふるに、内地との關係上、可成的に奇異なるものを避けて假令その氏族の名は棄てずして維持すとも實名の讀み書きは之を内地流にして或は當一、當二、當三、或は信文、信雄、のぶたけ信忠、或は孫太郎、孫次郎、孫三郎等の如き命名を行ふに至るべし。

(五) 姓と地名との關係

實名の盛行に依りて昔なつかしき童名は漸くその影を淡くし、而して氏族の名及び家の名も亦姓の興起に依りて、同じ運命を辿りて今や廢絶に歸せむとしつゝあり。この點に於ても八重山は愈々舊態を脱して内地化せられつゝあるなり。而してこは内地との交渉の頻繁なる一反影と見て差支へ

なかるべし。

偕て姓は名の世界に於ける最後の覇者とも稱すべきものにして、之を八重山人にはしむれば士族のみに存して平民にはこれなしといふ。然れども現今一般的にいふ時には平民にも之ありといひ得べきなり。只だその由來する所に相違ありて、士族の姓はその多く封領又は任地の名を取りて附け、平民の姓はその屋號を用ゐし之差あり。されば士族の姓はその封領又は任地の異なるに従ひて變じ、而もこの姓たるや明治十二年の廢藩置縣の後決定したるものにして、それ以前には官職と采邑とを兼ねたる意味に用ゐられたり。例へば松茂氏の宮良親雲上ベイチンの當宗翁は宮良間切マキリの頭役たりしがこの時に至りて初めて姓を宮良と決定せられたるなり。又同じく松茂氏の崎原仁屋の當貴翁は崎原村の村長たりしが矢張りこの時に至りて姓を崎原と決定せられたるなり。かくの如くして舊來の姓たりし松茂、錦芳、梅公の如きものをその氏族を意味する語に用ゐて、多数の姓を産みたり。されば現在の姓を決定以前に於ては幾度か變更せしこ

と明かなり。現今用ゐらるゝ姓と地名との間には極めて密接なる不離の關係ありて、地名をよく知る時には姓は容易に知るべく、又姓を能く知る時には地名は自ら判然するが如き状態なり。而してこの地名たるや悉く八重山に關するもののみにはあらずして遠く沖繩島に屬するものも多し。これ一面に於て八重山人の一部が沖繩系統を曳く者なることを證するものなり。姓の方面より廢藩置縣前後に於ける八重山と沖繩との關係を一言すれば、當時八重山には沖繩より派遣せられし在番頭 [Daibangō-kashira] を初め、補佐の在番筆者以下數多の役人來島して、所謂役人の勢威を以て八重山婦人を手懐け、こゝに多くの庶子を産ましめてその姓を與へしことあり。或は又何かの功績に依りて姓を賜ふのことなどありて當時の八重山人は姓の有福者たりしなり。されば昨日の名を知りて今日の名を知らざるとなどありて一々之を説明するの煩に堪へざる者ありき。今日といへども内地に來りてこの類の苦き經驗を有つものありて姓名の改革を絶叫する者あり。將來沖繩人が内地人と

肩を並べて相提携し、同じく日本國家のために力を致すには先づ第一に呼び易き姓名を有するにありとはこの論者の説なり。然り名の價值、向上發達等の意味よりするも可成的に優美にして記し易く呼びよきものを求むることが人間的欲求なり。されば吾人はこの論者に一掬の涙を濺がずして止むべからず。今次に八重山に於ける姓を擧げむ。

天久【amiku】

新垣【arakaki】

石垣【ishigaki】

伊舍堂【ishado】

西表【iri(u)muti】

上原【nibarū】

浦崎【urasaki】

浦添【urasui】

大宜見【ugini】、【o: gimi】

翁長【unaga】、【o: naga】

大濱【u: hama】、【o: hama】

金城【kana(ng)gusuku】

兼本【kanimutu】

神山【kamiyan'a】

喜舍場【kishaba】

具志賢【gushiking】

城田【gusukuda】

黒島【kurushima】

慶田城【kidagusuku】

崎枝【sakida】

崎原【sakibaru】

崎山【sakiyama】、【sakyama】

高嶺【takammi】、【takamino】

田場【ta:ba】

喜友名【chunna】キノナの轉。

渡嘉敷【tukashiki】

渡久山【tukuyama】

桃原【to:baru】

豊川【tuika:】

名嘉地【nakachi】

長嶺【nagammi】、【nagamino】

仲吉【nakayushi】

登川【nugurja】

波座眞【padzama】、【hadzama】

波照間【patroma】、【hatiruma】

花城【panagusuku】、【hanagusuku】

袋仲【fukunaka】

眞志喜【mashiki】

眞玉橋【madambashi】

宮良【miyara】、【me:ra】

村山【mirayama】

森田【morita】

山川【yamaga】

山城【yamagusuku】

山口【yamaguchi】

安村【yasumura】

以上四十六例中その大半は地名に關するものにして、又その地名に關するもの、半數以上は八重山の地名に屬して何人にも姓と地名との關係の密接なることを悟らしむるに足るものなり。以上は

士族の姓にして平民は前にも述べし如くその屋號を用ゐる習慣なり。

以上を要するに最も原始的に屬するものは童名とその命名法とにして、之を用ゐるに姓を用ゐずして必らずその家の名を冠らせしことは當代稀なる習俗といふべきなり。而して八重山人がその氏を尊び、家名を重ずる信念は發して熱烈なる崇祖教をなし、やがてはわが古代の血族團體統一の美風と合致するものなり。(一一、四、一九)

宮 良 當 壯